

【件名】新型コロナウイルス（外国企業関係者に対する当国の入国制限）

【ポイント】

● 11日、当国外務省領事局・在外自国民コミュニティ局より、新型コロナウイルス防疫措置の一環として、アルジェリア国内で活動する外国企業の人員・労働者のアルジェリア国への入国許可申請に係る措置及び手続きについて、当国外交団に対して通達があったところ、詳細は以下のとおりです。

1 当国で活動する全ての石油関係企業の人員・労働者については、外国からの入国及び当国からの出国による人員の交替について許可をする。また、石油関係者以外の外国企業の人員が入国するための申請についてはケース・バイ・ケースで扱われる。

2 入国をする際の申請方法は、各企業は以下の項目を記載（署名及び企業印の入ったもの）した上で、当館を通じて当館作成の口上書と共に外務省領事局へ提出する。

（1）入国者の名簿。

（2）新型コロナウイルスの蔓延に対する防疫措置を遵守すること、及び入国する人員を企業の責任で明確に定められた場所（生活拠点、ホテル、会社、住居等）で14日間隔離することについての企業による誓約。

（3）入国者の輸送手段、入国予定日、及び入国場所。

皆様におかれましては、上記申請についてのお問い合わせは当館へご連絡ください。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（問い合わせ先）

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール : eal-mm@a1.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>